

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する旧野津原町地域において、七瀬川流域を中心に、0.5m～10mの浸水が予想される。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する旧野津原町地域は、山間部が多く土砂災害が生じる恐れのあるエリアとなっている。29のエリア(地域)を詳細に区分し、避難場所等についても詳細に表示している。

(津波地震：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する旧野津原町地域において、津波については、市のエリア外になっている。地震に関しては、山間部が多いため、落石、崩壊等の恐れがあり、国道442号線、県道412号線など主要道路の通行不能が予想される。

(ため池：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する旧野津原町地域において、福宗地区に農業用の辻田ため池(貯水量100,000 m³)があり、地震や大雨などで決壊した場合、10～15分後には、民家のある太田地区に達すると予想される。

(その他)

この地域は、山間部のため、大雨などで土砂災害による道路の崩壊が多く発生している。
※令和元年11月に「ななせダム」(自然調節方式)が完成し、治水機能が向上した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速的なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 116
- ・小規模事業者数 89
- ・商工会員数 92

【小規模事業者内訳】

管内人口	商工業者等合計	(計)	商工業者の業種別内訳							定款会員になり得る事業所等
			建設	製造	卸売	小売	飲食 宿泊	サー ビス	その 他	
4,443	116	108	27	6	3	25	15	27	5	8
(小規模事業者)	89	89	24	1	2	20	13	24	5	0

事業所は、旧野津原町全体に広く分散している。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・大分市地域防災計画の策定
- ・大分市水防計画の策定
- ・大分市業務継続計画等各種関係計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・災害時備蓄物資、資機材等の備蓄
- ・事業者に関する国や大分県の施策の周知
- ・各種ハザードマップの作成
- ・防災知識の普及啓発
- ・セーフティネット保証制度等における認定
- ・大分市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者向け BCP 策定セミナーの周知
- ・大分県商工会連合会と連携し、損害保険加入の推進
- ・防災備品（ヘルメット、懐中電灯等）の備蓄
- ・当市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また感染症対策において、地区内小規模事業者に対して手洗いや換気等の基本的な感染対策の徹底、体調不良者が休暇を取得しやすい体制づくりや予防接種の推奨、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年8月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・平素より当会と当市で本計画の情報を共有し、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・大分県火災共済協同組合、及びあいおいニッセイ同和損保㈱の代理店に連携協力を求め、会員事業者以外も対象とした事業継続力強化普及啓発セミナーの開催や損害保険の紹介、情報提供を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策としても各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関と連携し、普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・協議会の設置による本事業の進捗管理と見直しの推進
当会が行う「経営発達支援事業」と「事業継続力強化支援事業」を効果的かつ実効性のあるものとして展開していくため、「野津原町商工会経営力強化支援協議会」（以下「協議会」という。構成員：当会、当市、関係団体及び外部有識者を想定）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度 6 強の地震）が発生したと想定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大分県及び当市に設置される感染症対策本部の示す対応方針に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・まず、職員自身の安全確保を最優先し、職員自身の判断で命の危険を感じる場合は出勤せず自宅にて待機する。通勤経路等の安全確認を行い、警報解除後に出勤する。
- ・地区内小規模事業者等の大まかな被害状況を確認するため、支所ごとに役職員、青年部・女性部による情報収集を行い 1~2 日以内に当市へ報告するとともに、商工会災害システム（全国連版）を活用し情報共有する。
- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・当会と当市が共有した被害情報を、当会から大分県商工会連合会を經由し大分県へ報告する。その他緊急な連絡については、当市から直接大分県へ報告する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

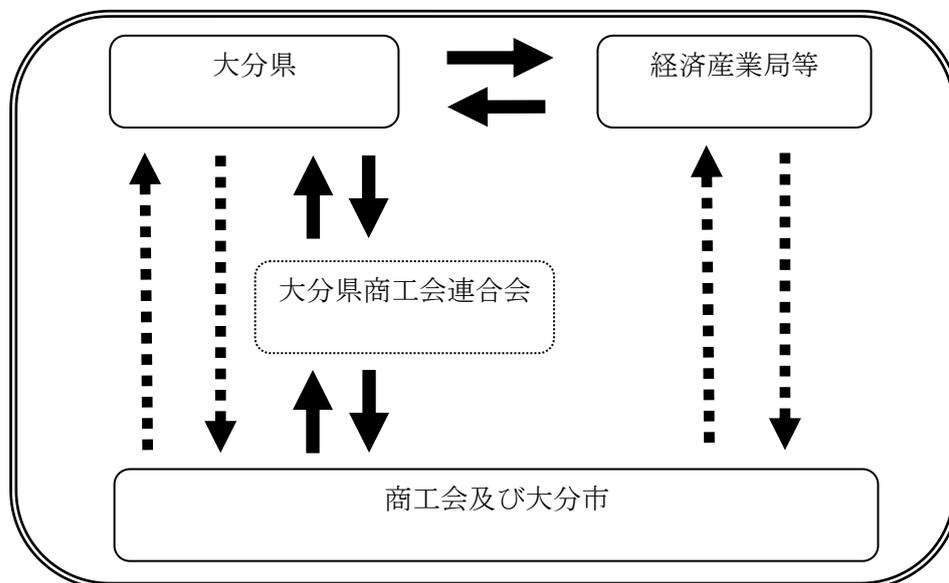
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後~1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間~1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する
2 ヶ月以降	30 日に 1 回共有する

- ・当市で取りまとめた「大分市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は下記のとおりである。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で行う活動内容については、当市の災害対策本部の指示に従いながら、市商工労政課と当会が協議のうえ決定する。
- ・当会と当市は「被害額算定の例について（中小企業庁小規模企業振興課）」を参考にするとともに、市の関係部署（商工労政課、創業経営支援課、野津原支所等）との連携により、速やかに被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定を行うものとする。
- ・当会と当市が共有した被害情報を、当会から大分県商工会連合会を経由し大分県へ報告する。その他緊急な連絡については、当市から直接大分県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を大分県の指定する方法にて当会または当市より大分県へ報告する。



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・大分県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大分県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表2)

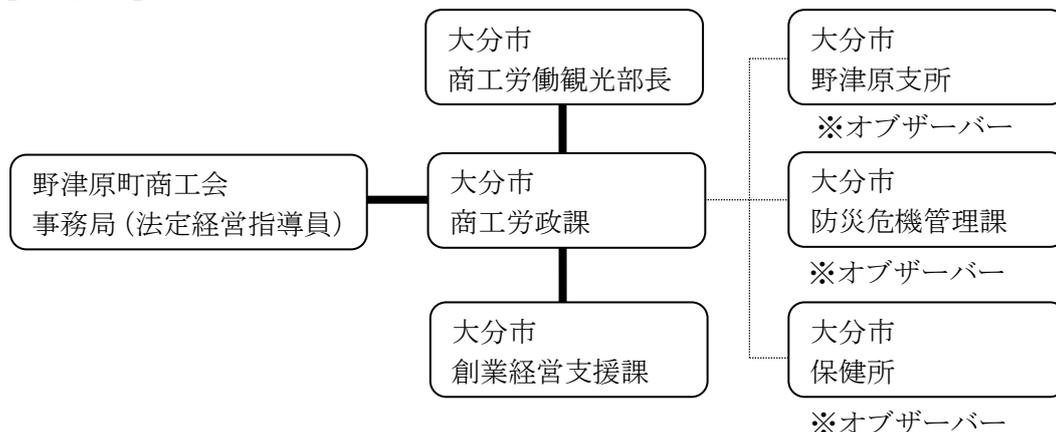
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年5月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)

【組織体制】



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 堤 賢人 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

法定経営指導員は、以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見通し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

野津原町商工会

〒870-1203 大分県大分市野津原 800 番地

電話番号：097-588-0101 FAX：097-588-0158

E-mail：info@notsuharu.oita-shokokai.or.jp

②関係市町村

大分市商工労政課

〒870-8504 大分県大分市荷揚町 2 番 31 号

電話番号：097-537-5625 FAX:097-533-9077

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	40	90	50	50	50
・協議会運営費	20	20	20	20	20
・チラシ・パンフ等作成費	0	50	0	0	0
・備品(消耗品)購入費	20	20	0	0	0
・防災、感染症対策費	0	0	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、市補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等